

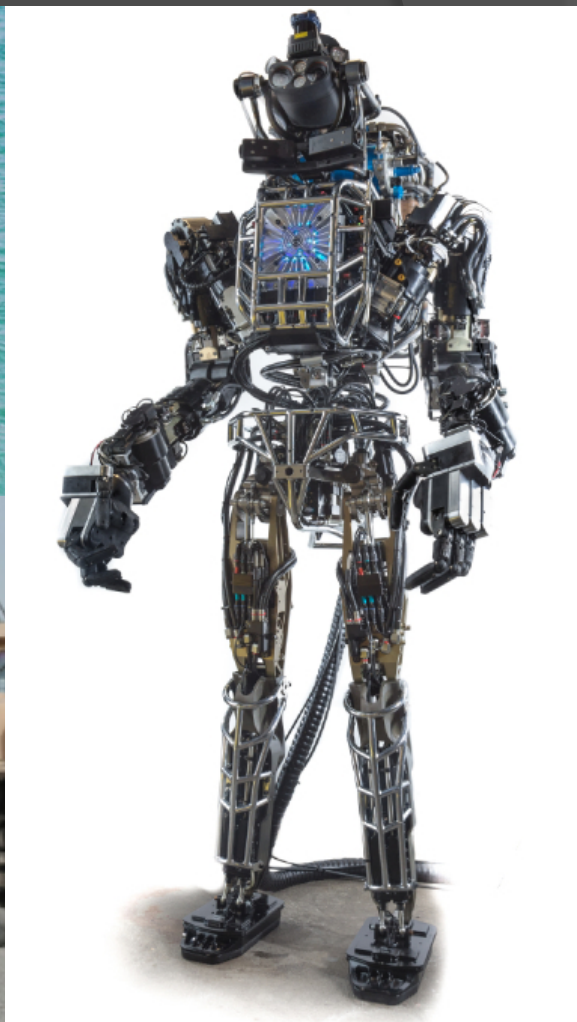
<第3部>

軍事用無人機の国際的な制度と 規範形成のトレンド

- ・ イントロダクション：軍事用無人機をめぐる諸問題
- ・ UNROCA、ワッセナー・アレンジメント、オタワ・オスロ条約からATTへ：近年の国際規範形成の経緯と背景
- ・ 致死性自律型ロボットの国際法規制に関する新動向

イントロダクション： 軍事用無人機をめぐる諸問題

福田 毅（国立国会図書館 調査員）



軍用無人機とは何か？

◎ 米軍の定義

- unmanned vehicle = remotely piloted vehicle = drone
- 人間の搭乗しない航空機、艦艇、車両等
- 遠隔操作で操縦あるいは自動操縦
- 誘導ミサイルも「unmanned vehicle」と形容されるがUAVには含まれず

軍用無人機とは何か？

- ◎ 無人機への依存は今後も拡大
- ◎ 長距離爆撃や偵察といった「退屈で、汚く、危険な任務」にはUAVが最適。「このUAVで何が出来るか」ではなく「何故いまだに人間がこの任務を行っているのか」を問うべきだ (DoD, 2005)

軍用無人機とは何か？

- ◎ 攻撃システムを搭載した無人機は明らかに軍用
- ◎ プラットフォームの点では、民生用無人機と軍用無人機に本質的な相違は無い
- ◎ 今後の焦点＝攻撃の判断をどこまで機械に委ねるか（攻撃システムへのロボット技術の適用）

現在普及している軍事用無人機を めぐる問題領域

- ◎ 技術的問題（技術上の課題）

 - ← 本シンポジウム第1-2部のテーマ

- ◎ 政治的・軍事的問題

- ◎ 国内法上の問題

- ◎ 国際法上の問題

 - ← 本シンポジウム第3部のテーマ

政治的・軍事的問題

- ◎ 兵器の無人化＝兵士に対するリスクの低下＝軍事行動の敷居の低下
 - 戦略レベル＝開戦の決断（「クリーンな戦争」）
 - 戦術レベル＝個々の攻撃の実行（ゲーム感覚の攻撃）
- ◎ 技術力の格差拡大
 - 米軍によるUAV攻撃は武装勢力等から見れば「アンフェアな戦争」
 - → 米軍に対する不満が増大し、非対称な報復（自爆テロ等）を助長

政治的・軍事的問題

◎ 軍の文化に及ぼす影響

- 兵士へのストレスの形態の変化（平和な家庭から「戦場」に通勤するUAVパイロット）
- 兵士に必要な能力・知識の変化（そもそも米国のUAV攻撃の多くは文民組織であるCIAが実施）
- 人事・昇進システムへの影響
- Distinguished Warfare Medalをめぐる騒動（命を危険に晒していない兵士に対する叙勲への反発）

国内法上の問題

- ◎ 軍用と民生用で大きな相違は無し
- ◎ 無人機の運用にかかわる法規制（航空法、電波法等）
- ◎ 事故の際の過失責任の所在
- ◎ 外国の軍隊が保有する無人機が自国内で運用される事態への対応（多くの場合、接受国の国内法は駐留軍に直接適用されない）
- ◎ UAVによる領空侵犯への対応（尖閣をめぐる日中の対立）

国際法上の問題

- ◎ 国際法における兵器の違法性の判断基準
 - 軍事的必要性と人道的配慮のバランス
（過度の傷害または不必要な苦痛を与える戦闘手段・戦闘方法の禁止）
 - 軍事目標と文民の区別（区別原則）
 - 軍事的利益と付随的被害のバランス（均衡原則）
 - 無差別攻撃の禁止 など

国際法上の問題

- ◎ 無人機そのものは違法な兵器ではなく、その使用法が問題
 - 「もし国際人道法の諸原則に厳格に従って使用されるのであれば、遠隔操縦航空機は、武力紛争時の民間人犠牲者発生をリスクを低下させることができる」（国連エマーソン報告、2013.9、A/68/389）
- ◎ ただし、無人機による攻撃が国際法違反を誘発する可能性が高ければ、法的な規制が必要になる場合も

米国によるテロリスト等に対するUAV攻撃 (targeted killing)をめぐる法的問題

- ◎ パキスタンやイエメンで攻撃を実施する法的根拠
- ◎ テロリスト（米国籍のテロリストを含む）を「処刑」することの合法性
- ◎ 民間人犠牲者の発生はどこまで容認可能か（区別原則や均衡原則に関連）

- ◎ ただし、これらは無人機そのものの違法性を示唆するものではない

冷戦後の通常兵器規制のトレンド

- ◎ 明らかに違法とまでは言えない兵器について、NGOや国際機関が問題を指摘し、規制に前向きな国家とNGO等が協力して、有志国のみが参加する規制条約を創設
 - 1997年の対人地雷禁止条約（オタワ条約）
 - 2008年のクラスター弾条約（オスロ条約）
（2013年の武器貿易条約（ATT）は若干色合いが異なる）

冷戦後の通常兵器規制のトレンド

- ◎ NGOは軍事的必要性よりも人道的配慮を極めて重視（国家は通常、軍事的必要性を優先）
- ◎ 有志国方式は厳格な規制が可能
 - ⇔ 厳格な規制を嫌う国は加盟せず
- ◎ オタワ・オスロ条約には、米露中印パ、韓国、北朝鮮、イスラエル及び周辺のアラブ諸国といった、主要な兵器保有国や潜在的な紛争当事国が未加盟

「キラー・ロボット」に対する関心の高まり

- ◎ killer robots = fully autonomous weapons = lethal autonomous robotics (LARs)
- ◎ 米軍の定義
 - autonomous weapon system = 「ひとたび起動されれば、人間の操縦者による介在なしで目標を探知・攻撃できる兵器システム」 (NGOや国連報告書の定義もほぼ同様)
 - semi-autonomous weapon system = 人間の操縦者が選定した特定の目標を攻撃する兵器システム (目標の自動探知システム等も含む)

「キラー・ロボット」に対する関心の高まり

- ◎ 2000年代後半から禁止を求めるNGOが活動
- ◎ 2012年11月にHRWが報告書発表 (*Losing Humanity: The Case Against Killer Robots*)
- ◎ 2013年4月Campaign to Stop Killer Robots発足 (基本的に「お馴染み」のメンバー)
- ◎ キラー・ロボットはいまだ存在せず
- ◎ 多くの国の政府・軍隊も、開発には消極的 (人間がコントロールできない兵器は軍にとってプラスにならないため)

「キラー・ロボット」に対する関心の高まり

- ◎ 高性能なキラー・ロボット（正確に軍事目標を探知し、国際法の基準に則って攻撃を行うことの可能なロボット）は、当然、違法ではない
- ◎ 「完全に自律的」（fully autonomous）の厳密な定義は？
 - どの段階で、どの程度、人間が機械をコントロールできれば「fully autonomous」と見做されないのか

Thank You!